

Title	ドイツ・アジア銀行の本支店活動と営業領域の特殊性(II)
Sub Title	The branch activities and the business area of Deutsch-Asistische Bank (II)
Author	赤川, 元章(Akagawa, Motoaki)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2008
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.50, No.6 (2008. 2) ,p.225- 238
JaLC DOI	
Abstract	本稿は中国域外におけるドイツ・アジア銀行各地域支店の活動と特徴を検討する。カルカッタ支店では銀行業務の具体的なケース以外にも職員の大半を巻き込んだ「証券投機」事件の実態とその処理, シンガポール支店では特殊アジア的な市場環境と金為替本位制にリンクした「海峡ドル」との関連, 横浜・神戸の日本両支店では, 『議事録』に記載された取引ケースや支店管理問題の紹介, 香港支店では東アジア全域の事業と関連する枢要な地位および最後の出店, 同支店の出張所として開設され, 同支店から「支店保証基金」の供与を受けた広東支店, その他ドイツ・アジア銀行の直接的な支店ではないが, デンマークの銀行, ダンスケ・ランドマン銀行と共同出資で設立したシャム・コマーシャル銀行の設立経緯, 運営問題および英仏諸銀行との対抗関係について言及する。
Notes	商学部創立50周年記念 = Commemorating the fiftieth anniversary of the faculty 論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20080200-0225

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドイツ・アジア銀行の本支店活動と 営業領域の特殊性（Ⅱ）

赤川元章

<要約>

本稿は中国域外におけるドイツ・アジア銀行各地域支店の活動と特徴を検討する。カルカッタ支店では銀行業務の具体的なケース以外にも職員の大半を巻き込んだ「証券投機」事件の実態とその処理、シンガポール支店では特殊アジア的な市場環境と金為替本位制にリンクした「海峡ドル」との関連、横浜・神戸の日本両支店では、『議事録』に記載された取引ケースや支店管理問題の紹介、香港支店では東アジア全域の事業と関連する枢要な地位および最後の出店、同支店の出張所として開設され、同支店から「支店保証基金」の供与を受けた広東支店、その他ドイツ・アジア銀行の直接的な支店ではないが、デンマークの銀行、ダンスケ・ランドマン銀行と共同出資で設立したシャム・コマーシャル銀行の設立経緯、運営問題および英仏諸銀行との対抗関係について言及する。

<キーワード>

カルカッタ支店、シンガポール支店、横浜支店、神戸支店、香港支店、広東支店、シャム・コマーシャル銀行、広益銀行、露亜銀行、金為替本位制、海峡ドル、証券投機、銀相場、支店保証基金

3. 中国域外アジア地域支店の活動とその特色

ドイツ・アジア銀行の本支店網を東アジアにおいて中国通貨単位である両以外の通貨単位を用いる支店グループ、上海本店と同様に両を用いる中国内支店グループ、ドイツの2支店¹⁾などの

1) 「ベルリン中国公使館の当座勘定 (laufendes Conto) には債務残高が78,710マルク計上されている……これに対する保全抵当 (Sicherheitshypothek) として当行は目下まだ抵当に入っていないクーダム218番地の公使館の土地25万マルクを保有している。またブリュセルの中国公使 Marquis Li には6万マルクを融資。これに関しては、公使館と公使の個人的な債務証書を取得している」(Dt. Asiat. BK. MdAR. von 30. Nov. 1911)。この『議事録』以外、ベルリン支店に関する事業活動の状況は、既に「ドイツ・アジア銀行の財務諸表の構成と本支店間の取引関係『三田商学研究』第50巻1号(2007年4月)で示した1906年の財務諸表およびミュラー・ヤブシュの『50年史』に散見するのみであり、纏まった記述として提示するのは困難である。ハンブルク支店についての活動記述は、さらに情報量が少ない。したがって、本稿ではドイツ本国支店の活動については割愛する。

3つのグループに区分し、個別店舗の状況を『営業報告書』および「事業委員会」の『議事録』から時系列的に摘記して、出来る限り実態を明らかにする。さしあたり、両以外の通貨単位を用いる支店グループを分析の対象とする。

(1) カルカッタ支店 (Calcutta)

インドにおける支店開設のプランに関しては、既に1895年、「ボンベイとカルカッタのいずれが有利であるのか」という検討が行われていた。翌96年10月7日、200万ルピー（当時は250ルピー=100上海両）の「支店保証基金」をもって開設され、そのために250万上海両の資本金が払い込まれた²⁾。

『営業報告書』においては、カルカッタ支店の動向は、設立以降重点的なテーマとして取り上げられている。1897年度では、事業取引高は年間を通して「主要帳簿」で289,917,263ルピー、1年間の活動によって管理費も増大したことなど規模と「事業発展」の状況を記載している。1899年度ではペストの発生と飢餓の広がり、ヨーロッパにおける数年来の金利高騰に連動し、これまで低利であったカルカッタも手形割引で不利となり、これらの厳しい事情が重なって「損失」で締めくくった。1902年度では「手形」と「交互計算」の両勘定での「欠損」はなかったものの、「不良債権」を「償却」したこと、1904年度では「利益を上げ」、1905年度も「良好な結果を獲得した」こと、さらに「香港とカルカッタの間の重要かつ有望な連結環 (Bindegliede)」としての「シンガポール支店の開設」が計画されたこと、1906年度ではヨーロッパにおける金利上昇の結果、「為替取引」が原因で「損失を余儀なくされた」。そして、1907年度以降『営業報告書』の特色はインド経済状態とモンスーンの天候事象とを関係付けて報告するようになる。たとえば豊作が国内の購買力を高め、輸出を増加し、貿易収支に影響を与え、銀市場へも反作用するという構図である。1907年度から1913年度まで、インド経済は豊作に支えられて順調に経過し、カルカッタ支店は「良好な成果を獲得」(1911年)、「収益は満足すべき」(1912年)状況であった。ただ、この時期『営業報告書』は、インド銀市場の動向に着目し、特に1913年には銀投機で倒産したインド・スピーシー・バンク (Indian Spacie Bank in Bombay) から「若干の巻き添えを蒙った」ことを記載しているとはいえ、1910年代初め、同支店の経営成果は順調であったことが報告されている。

『営業報告書』で公表された情報に対して「事業委員会」の『議事録』では、具体的な経営執行における様々な施策が検討・決定されている。これらを摘記すれば、(i) 人事問題（給与引き上げ、長期休暇の認可、昇進）、(ii) ボンベイ支店の設置申請（1909年1月6日：上海の取締役から書状による申請、1910年9月13日：カルカッタ支店より申請取り下げ）、(iii) カルカッタ支店移転問題（1909年11月30日：会議で提起されるが、家賃契約が1916年まで継続されているという理由で却下、

2) Müller-Jabusch, M, 1940, S.73 und 139. カルカッタ支店の開設検討についてはミュラー・ヤブシュによると、ウルピッチが「16年間の活動によって当地の実情に熟知したシュレーダー・シュミット商会 (Schróder, Smidt & Co.) のE・ヤウプ (Jaup, E.) と共同で準備にあたった」と書いている (Müller-Jabusch, M, 1954, S.36.)

3) Dt. Asiat. BK. Bericht 1897-1913. 電信報告によれば、カルカッタ支店の利潤について1910年の上半期の結果は、20,400上海両であった (Dt. Asiat. BK. Aussch. von 13. Sept. 1910.)。

1913年2月4日：銀行が建物を建設し、1・2階を銀行事務所、3・4階を貸事務所とする計画も再度却下)など支店管理の内情が対象となっている。(iv)取引企業への対応については、以下ののような事例がある。キヴェト・スタリディ商会(Kyveto Starridi & Co.)の「荷為替手形」の「不渡り」発生(1909年10月14日)、モル・シュッテ商会(Moll, Schütte & Co.)が支払保証として提供する「差し押さえ権利書(Letter of Lien)」に対して貸出限度額を10万ルピーから15万ルピーへ引き上げ(1909年10月19日)、ジョン・ミラー商会(John Miller & Co.)の16万ルピー支払い不能、ただし、抵当として商品を保管(1909年11月19日)、ラリ・ブラザー商会(Ralli Bros. Calcutta)に対して引受渡しまたは白地式制限付きD/P手形(D/P-resp.blanco für Wechsel)を7.5万英ポンドから10万英ポンドへの引き上げ(1910年4月13日)、経営困難に陥ったオト・ボイス商会(Otto Boyes & Co.)に対するドイツ・アジア銀行の全前貸し額は30万ルピー(1913年12月17日)など、カルカッタ支店はインド経済の景況を反映して全体としては成果をあげていたが、取引企業との関係がすべて首尾よく展開したわけではなかった。(v)この時期の最大事件はカルカッタ支店職員の大半を巻き込んだ「証券投機」による損失問題であった。1910年2月9日の『議事録』は、具体的内容に関する情報には触れていないが、結果的に判明した職員口座の状態は下記のようなものである。

第6表 カルカッタ支店職員の個人別債務額と証券保有高 (単位：ルピー)

名前	1909年11月30日の債務額	1910年1月20日の証券在高
Max Gutschke	130,245	49,325
R.Krummacher	10,450	11,300
Otto Christ	15,131	6,475
W.H.Knoke	11,170	5,550
W.Volkhardt	149,743	54,193

出所) Dt.Asiat.BK.Aussch. von 9.Febr. 1910.

「事業委員会」の処置は、名簿の「最後の記されたもの」、すなわち W. フォルクハルトをとりあえず解雇し、その他の職員の処分と対応については保留された。同年5月18日の「事業委員会」で「負債に関する立ち入った審議」が行われ、まず、M. グチュケに「未回収金の償還」に関する正当な提案を要求した。結局、同年9月13日、「事業委員会」は、各人の「負債残高」口座をベルリンへ移行し、無利子ではあるが毎月一定額でかつ年間賞与の全額を返済に充てることが決定された。1912年7月4日、取締役を選任された M. グチュケの配当と賞与について、その引き上げ分も返済のために充用された⁴⁾。その限りでは、ベルリン「事業委員会」は、このような不祥事にもかかわらず、職員をそのまま同地域に配置し、その後 O. クリストと W. H. クノッケの両名とも支配人へ昇進させている。地域に定着し、国際金融業務に精通する職員の育成が如何に困難な課題であるのか、この事件は示唆していよう。カルカッタ支店は1914年の第1次大戦の勃発

4) Dt. Asiat. BK. Aussch. von 1909-1913.

によって当局の統制下におかれ、営業が停止され、戦後、再開されることはなかった。⁵⁾

(2) シンガポール支店 (Singapore)

シンガポールは、既に触れたように「香港とカルカッタ間の重要かつ有望な連結環」だけではなく、「ヨーロッパとアメリカとの商業取引の拡大のために大きな意義を有する」と位置づけられ、1906年6月16日に「長年、意図されていたシンガポール支店が開設された」。同支店の事業内容について『営業報告書』によれば、以下のようである。

開設年度から「シンガポール・ドル」、すなわち1904年に法貨となった「海峡ドル」(the Straits Settlement dollar)への投機が契機となって経済危機が勃発し、同行は直接的な損失を蒙り、この金額は「償却された」。翌年、今度は「国際的金融危機の下で」、同地域は主要輸出商品、錫の著しい下落によって多大の損害を受けた。そして、「遅ればせながら」「中国系商人間で銀相場」への「投機取引」が「盛んに行われるようになった」1908年には、「銀相場が下落し、大きな損失をもたらした」。その結果、「当行もまた損害を受けないわけにはいかなかった」。1909年、「シンガポールでは、事業は引き続きはかばかしくない (schleppend)。当行支店は、なお何らの成果もあげていない」。1910年、「シンガポールは、総じて、順調な年度に戻った。金属価格の上昇と生ゴム (マレーシア半島で大量に生産される) 価格の著しい騰貴がこの地域には利益をもたらした。(だが)、当行支店の成果は、まだ余り良くない」。そして、1913年、「恐慌が勃発」。原因は「当地の取引にとっての決定的商品、錫と生ゴムの価格下落にある」。そのため「最大の中国系銀行の一つが事業を休業し、シンガポールの多くの中国人と当地と緊密な交易のあった場所、香港とバンコクに損害が波及した」。⁶⁾

シンガポールは、1837年には、すでに「海峡」の政治的・経済的中心地であり、ヨーロッパと中国間の商業上の最も著名な商品集散地であった。ただ、商品取引の地位と比較すれば、「貨幣取引は余り活発ではなく、外国為替取引高や手形の品質、中国宛の個人所得の振替など専ら商品取引の実需 (各種の穀物収穫のため、秋には定期的に資金不足になるが) に対応しており、為替の裁定取引などは極めて稀であった」。ところが、1906年、海峡植民地は1海峡ドル=2シリング4ペンスの平価で金為替本位制を採用した。『営業報告書』に記載されているように、金為替本位制の「海峡ドル」通貨の導入後、「シンガポールと中国の間に著しい相場変動がもたらされ、香港と上海に対する相場投機が主として中国人によって利用されるようになった」。⁷⁾ その意味では、シンガポールは錫と生ゴム、穀物などの市場相場および銀相場の動向に作用される特殊な市場環境にあった。

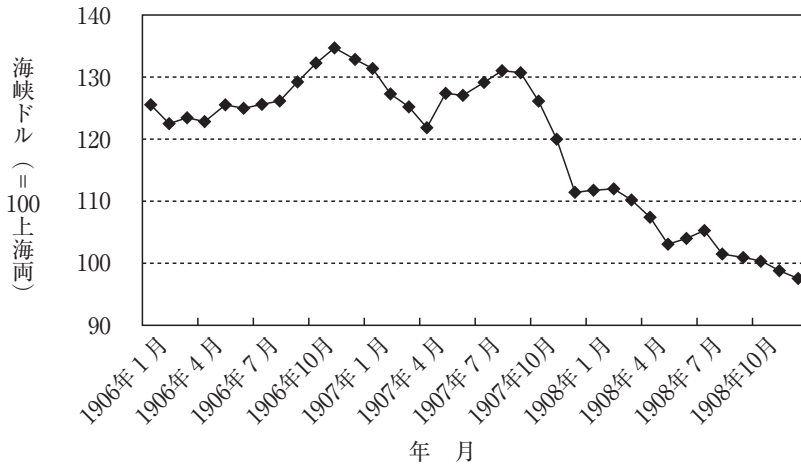
1906年から1908年に至る「海峡ドル」と上海両との相場関係の推移を各月について示したものが、第1図である。100上海両に対する「海峡ドル」の価値は、1904年の「法貨」としての設定段階と2年後の1906年では、なお、相対的に高い水準を維持しているが、1907年末に入ると、上

5) Bauert-Keetman, I, 1988, S.209.

6) Dt. Asiat. BK. Bericht 1905-1910. and 1913.

7) Schneider, J., Schwarzer, O., Zellfelder, F. und Denzel, M. A. (hrgs), 1992, S.28-29.

第1図 海峡ドルと上海両の相場関係の推移（1906—1908年）



出所) Schneider J., Schwarzer, O., Zellfelder F. und Denzel, M. A., Währungen der Welt IV
Stuttgart, 1992, S.221より作成

第7表 シンガポール支店の事業成果

(単位：上海両)

	利益	損失
1906年		42,979.06
07年	8,736.12	
08年		18,817.46
09年		53,889.28
1910年		28,533.72
11年		13,939.00
合計	8,736.12	158,157.52

出所) Dt. Asiat. BK. Aussch. von 26. März. 1912.

昇し始め、1908年を通して一段と騰貴し、遂に、この3年間の最安値と比較してほぼ30%弱ほど高騰する。原因は「銀の価格下落⁸⁾」であるが、いずれにせよ、ドイツ・アジア銀行シンガポール支店は、当初より激変する厳しい「金融市場」の下で出発したのである。

このことは、「事業委員会」で検討された1912年3月26日付けの『1911年度の期末決算書（草案）』の中に記載されている「ドイツ・アジア銀行シンガポール支店、1906-1911年の事業成果（Resultate）」（第7表）によって明らかである。

同支店の成果は、1907年の例外として表示された期間5年間は損失を計上し、その合計額は158,157.52上海両であり、さらに『期末決算書（草案）』によれば、その他に「不良債権勘定」（Notleidende Conto）を「16.6万上海両」を設定しているため、たとえ、利益が「8,736.17上海両」

8) Schneider, J., Schwarzer, O., Zellfelder, F. und Denzel, M. A. (hrsgs), 1922, S.29.

を取得したとしても、支店開設以降、合計で「315,421.40上海両」の損失を生み出すこととなり、事業経営の観点からは、厳しい結果に終始したといえよう。⁹⁾

そして、1913年の「経済恐慌」に関する「事業委員会」の『議事録』は、「シンガポールから受信した通知」に基づいて、『営業報告書』の全般的な経過分析にとどまらず、当該の「支払い停止」によって「休業」した「著名な中国系銀行、広益銀行 (Kwong Yik Banking Co. Ltd.)」について「ドイツ・アジア銀行との事業関係」に立ち入って説明している。

両行の事業関係は、1906年にドイツ・アジア銀行が「株式の引き受けによって参加したシャム・コマーシャル銀行 (Siam Commercial Bank Ltd. in Bankok)¹⁰⁾との関係から成立している。すなわち、シャム・コマーシャル銀行が、コルレス先のドイツ・アジア銀行シンガポール支店へ中国商人宛の手形取立を依頼する。この手形は広益銀行の小切手で支払われ、その金額がシンガポール支店のシャム・コマーシャル銀行に対する債務勘定となる。『議事録』によると、「本日の至急便」では、この「支払い停止」額が「23.6万海峡ドル」であった。ただ、シンガポール支店は、この部分については「買弁の仲介により担保として18.2万海峡ドルの中国系商人の約束手形 (Promissory Note)」と15万海峡ドルの広益銀行大株主3人の個人保証を取得した」としている。

また、ベルリンからの問い合わせについて、シンガポール支店は、同一の『議事録』で「土地を担保とした中国人への貸付は約26.1万海峡ドル、約束手形と無担保貸付は約27.1万海峡ドルを供与し、それ以外にも同支店は香港と上海に在住の中国商人宛手形28.2万海峡ドルを購入していたが、これが回収不能 (notleidend) になった。事情によっては、なお6.2万海峡ドルが増加する」と報告している。ところが、これらの報告には、シンガポール支店およびその買弁の広益銀行に対する債権・債務は含まれていない。この点については、1914年の『議事録』では、「予想される損失は、ほぼ50万海峡ドル」と評価している。¹²⁾ドイツ・アジア銀行にとって、シンガポール支店の事業内容は不本意な結果をもたらしてきたが、これに対して特別な説明があるわけではない。シンガポール支店もまた同年、当局の監督下におかれ、業務を停止した。¹³⁾

(3) 横浜支店・神戸支店 (Yokohama・Kobe)

『営業報告書』によれば、日本への進出は「何年も前からドイツ商人によって繰り返し出されていた要望 (Wünsche) に応じた」とされ、ドイツ・アジア銀行それ自体のプロジェクトによることは記述されていない。だが、同年「日本政府が多額の国債を募集したことも理由の一つであった」と思われる。¹⁴⁾

9) Dt. Asiat. BK. Aussch. von 26. März. 1912.

10) Dt. Asiat. BK. Bericht. 1906. シャム・コマーシャル銀行の株式は35万チカルであり、1906-7年の配当率は71/2%であった (Dt. Asiat. BK. Bericht. 1907).

11) Dt. Asiat. BK. Aussch. von. 17 Dez. 1913.

12) Dt. Asiat. BK. Aussch. von. 28 Jan. 1914.

13) その後「1915年12月末、独亜銀行は営業所の店舗を解約し、両大戦間はシンガポールに支店を保有しなかった」(Bauert-Keetman, I. 1988, S.224.)

14) 「ドイツにおいてドイツ・アジア銀行も参加した第2回日本戦時公債 (eine zweite Japanische Kriegsanleihe) が発行される以前、同行は日本への拡大を決定していた」(Barth, B., Die deutsche Hochfinanz ↗

横浜支店は1905年11月1日、「横浜で開業していた露亜銀行（Russisch-Asiatische Bank）が日露戦争によって故国に撤退した後、その建物を買い入れて営業を開始した¹⁵⁾」。

神戸支店は翌年の5月15日に開業した。なお、神戸支店は「為替業務を専門とし、横浜支店の補完を行う」と位置づけられていた。両支店が、進出当初から直面した問題は、「当地の銀行との競争」（1906年）であつた。この問題に関する記述は、たとえば、1911年には「相当に厳しい現地金融機関との競争」、1912年にも「依然として厳しい競争」とあるように、具体的ではないが、ドイツ・アジア銀行にとって日本における営業基盤の確立が容易でなかったことを示している。

『営業報告書』では、その他の問題として、すでに言及した「1906年の証券市場の危機」以外では、日本の政治・経済の全体的動向が簡略に記載されているにすぎない。

1908年では「桂新内閣の顕著な歳出削減による予算編成換え」、1909年では「輸出増加に基づく1900万円の貿易収支の黒字」、1910年では「政府の目標は引き続き財政健全化に向かう」、そして、1911年から13年までの『営業報告書』のトーンは、日本経済の状況について、「商業と経済生活が総じて良好に展開」（1911年）、「経済動向」と「輸出取引は満足しうる前進」（1912年）、「日本の商業は相当に上昇し、これと連関して同国の工業化も進展」（1913年）とするように、同期間における日本経済の順調な回復過程を明らかにしている¹⁶⁾。その反面、日本におけるドイツ・アジア銀行それ自体の活動に関する報告は殆ど記述されていない。

ただ、「事業委員会」や「監査役会」の『議事録』からは横浜・神戸の2支店に対する方針と活動が垣間見える。

日本の両支店への進出については、ドイツ・アジア銀行の内部でも慎重論があつたものと推測しうる。1908年11月11日の「事業委員会」の『議事録』によると、「1908年9月25日の議決に基づき、取締役会では日本に対する制約を、一部の取引については差し押さえ権利書と引き換えに船積書類を引き渡すことを提案する。これに該当するリストは、既にハンブルクのシンケル氏（Schinckel）の同意を得ている。また、検討中の課題としては、日本にある銀行支店を6ヶ月後に閉鎖するという決定が行われない限り、日本で活動する商社と新たな取引に着手することが可能かどうか、という問題である。これに関しては、監査役会全員で決定するべきであるというのが支配的見解である¹⁷⁾」。

「監査役会」はこの問題提起を受けて同年12月9日「横浜支店と神戸支店の維持」を決定し、そのために次のような「前提」を付け加えた。①無利子資本は増資無しで専ら100万円を持続、②相場リスクを有する契約への融資上限は5万ポンド、③日本で活動するドイツ企業への融資と記帳はハンブルクで行い、ハンブルク支店の勘定による手形購入は出来る限りライヒスマルクを用いること、④ハンブルクで供与された信用に対する日本にある商社は、「手形の引受」あるいは「差し押さえ権利書」の差し入れをしない限り、ハンブルクでは信用を供与しない、⑤日本

↘ und die Imperialismen, Stuttgart, 1995, S.96-7)

15) Bauert-Keetman, I., 1988, S.225.

16) Dt. Asiat. BK. Bericht 1906-13.

17) Dt. Asiat. BK. Aussch. von 11. Nov. 1908.

では「差し押さえ権利書」と引き換えに船積書類を引き渡す認可は「適正な取引量まで」であること、であった。¹⁸⁾

ドイツ・アジア銀行の日本事業に対する厳しい認識とハンブルク支店による直接的監督の組織的役割が規定されたのである。

このような「前提」の下で行われた具体的な融資事例は以下の通りである。

- ・ ルンゲ・トーマス商会 (Runge & Thomas, Kobe & Yokohama)

1908年における契約に基づき、貸付は111,928.33円、手形割引は2,443.2マルクである。ただし、無担保貸付は、2,550円。¹⁹⁾

- ・ 1907年6月3日の規定に従い、横浜にあるドイツ商会への貸付を認可。金額は1万円。ただし、抵当権の代替として「所有権の譲渡 (Eigentumsübertragung)」と利率の5%を確定。²⁰⁾

- ・ カール・ローデ商会 (Carl Rohde & Co., Hamburg und Japan)

引受信用を10万マルクから20万マルクへの引き上げ。

ただし、「差し押さえ権利書」と引き換えで商品引渡しを条件とする。

- ・ オトー・ライマー商会 (Otto Reimers & Co., Hamburg und Japan)²¹⁾

引受信用を25万マルクから50万マルクへの引き上げ (ただし、条件は同上)。また、同社は日本では一定の限度内で、つまり、商社宛一覽後4ヶ月払い引受手形については15万マルクまで取得可能。²²⁾

- ・ 住友銀行 (Sumitomo-Bank)

「差し押さえ権利書」と引き換えに5万英ポンド (1909年3月)、同じ条件で三井銀行 (Mitui Bank) には7.5万英ポンド。²³⁾ さらに、住友銀行には、1913年3月、同行宛の手形引受渡し (D/A) を従来の5万円から10万円まで引き上げることに関する横浜支店からの申請。議論は長引いたが却下。²⁴⁾

このような事例以外に、1909年11月9日の『議案書』では、神戸支店から送付された10月27日と同年11月1日の書状を検討している。この報告によれば、横浜正金銀行の買弁と神戸支店長が、買弁の支払い不能 (zahlungsunfähig) により、100万~150万円の損失を与えたことで解雇された。ドイツ・アジア銀行の買弁もまたこの「日本の銀行買弁」の破産に巻き込まれ、当行買弁の購入した香港宛無担保手形の3万英ポンドと同じく香港宛の手形1.7万英ポンドが不渡り (notleidend) となった。そこで、「日本支店には、中国人の無担保手形の取得は禁止され、荷為替付きの手形

18) Dt. Asiat. BK. Aussch. von 9. Dez. 1908.

19) Dt. Asiat. BK. Aussch. von 14. Okt. 1908.

20) Dt. Asiat. BK. Aussch. von 30. Nov. 1909.

21) Dt. Asiat. BK. Aussch. von 9. Febr. 1910.

22) Dt. Asiat. BK. Aussch. von 13. Apr. 1910.

23) Dt. Asiat. BK. Aussch. von 3. März 1909.

24) Dt. Asiat. BK. Aussch. von 29. Mai 1913.

のみが許可されるという決定が下された²⁵⁾。]

ドイツ・アジア銀行の対応は、とくに日本での業務に関してドイツ企業と日本企業のいずれに対しても高いリスクを懸念し、担保優先の原則を重視し、厳格に適應する傾向を堅持したとみてよい。

その他の特筆すべき問題は、「当行の日本資本を100万円から50万円に引き下げる」という横浜支店の提案で、理由は「日本における資本税を回避し、削減するためであり、その結果、これによって生ずる節約は年間2,500円²⁶⁾」とか、同じく横浜支店から、「銀行建物の屋根の補修、電気設備と暖房敷設のオイルモーターの修繕に1,000円、蓄電バッテリーの電気部分の更新に1,217円²⁷⁾」、「洪水の災難への寄付500円」、「ジャパン・デイリー・ヘラルド（Japan Daily Herald）の購読料500円²⁸⁾」、また神戸支店から「大阪の大火災への寄付250円、神戸ドイツ人学校への出費を3年分で100円支出²⁹⁾」、さらには、外務省の仲介でドイツ大使による横浜支店長への直接的な「東アジア博物学・民俗学ドイツ協会」建設募金へに寄付依頼（これは拒否）など、銀行業務以外にも様々な支出に関しても絶えずベルリンに報告または事後的であるにしても問い合わせ、許可を求めている。このことは、支店の経営裁量権には厳格な制約があり、ベルリンの支店管理が徹底していたことを意味するものであった。

1905年から1911年にかけて計上された横浜支店と神戸支店の事業成果は『1911年度の期末決算書（草案）』によると以下のようなものである（第8表）。

第8表 横浜支店と神戸支店の事業成果 （単位：上海兩）

年度	横浜支店		神戸支店	
	利益	損失	利益	損失
1905年		69,283.83		
06年	32,243.57			12,486.77
07年	32,267.45		36,109.71	
08年	115,040.92			10,004.41
09年	1,238.48			35,327.22
1910年	1,890.77			49,324.40
11年	6,600.00			37,740.00
合計	189,281.19	69,283.83	36,109.71	144,882.80

出所) Dt. Asiat. BK. Aussch. von 26. März 1912.

横浜支店は開店当初の1905年では損失を計上したものの、翌年以降1908年までは順調に利益をあげ、1909年から1911年の3年間は不振ではあったが、利益を生み出し、結局1905-11までの7

25) Dt. Asiat. BK. Aussch. von 19. Nov. 1909.

26) Dt. Asiat. BK. Aussch. von 6. Dez. 1910.

27) Dt. Asiat. BK. Aussch. von 25. Jan. 1912.

28) Dt. Asiat. BK. Aussch. von 11. Sept. 1912.

29) Dt. Asiat. BK. Aussch. von 28. Aug. 1908.

年間の合計で119,997.36上海両の利益を取得したことになる。ところが、『1911年度の期末決算書(草案)』には、横浜支店の土地が上海本店の帳簿に96,653.24上海両あり、この7年間で49,000上海両が償却されたとしている。さらに「不良債権勘定」として79,000上海両を設定したから、結果的には「実際の損失」(effctiver Verlusut)は8,002.64上海両であったと総括している。他方、神戸支店は1907年度以外では全ての年度で損失を計上し、結局、損失の合計は6年間の合計で108,773.09上海両となる。同支店もまた「不良債権勘定」として106,800上海両を設定したから、これらを集計すると、215,573.09上海両の損失を生み出し、このことから、『期末決算書(草案)』では、「1906-1911年の日本における損失額全体」として両支店の損失額を合計した223,575.73上海両と算定し、特記している³⁰⁾。日本支店の活動はドイツ・アジア銀行にとって不本意な結果であったが、その背景は「現地金融機関との厳しい競争」のみならず、為替相場および事業自体の不安定性など、いわゆる高いカントリー・リスクの帰結であったといえよう。

(4) 香港支店・広東支店 (Hongkong・Canton)

香港支店の設置は監査役会によって決定され、1900年2月8日に開業された。目的は「当地の商業上・為替取引上の重要性と東アジアにおける当行支店網を完全なものとする」ことであり、同時に「時代と共にこの新支店の有益な成果に期待する」ことにあった。支店開設には「資金の増強が必要であり」、そのために「株式資本金の最後の未払い込み部分1,250万上海両が払い込まれた³¹⁾」。開設当初、中国北部の戦乱の影響を受けたものの、事業は順調に進展し、³²⁾「当地にも受け入れられ、設置後短期間としては適正な利潤をもたらした。支店は将来に対し十分な期待を与える³³⁾」と楽観的な見通しを立てていた。さらに1904年でも「支店はまずまずの仕方です仕事をしている。とくに香港は……利益を伸ばしている³⁴⁾」と。だが、1906年には、香港の経済状態へ作用する自然現象の要因をとりあげ、「中国南部の主要な食料、米の不作により取引が不活発」、また「台風³⁵⁾」で「商取引は大々的に中断となり、損害を受けた財は競売の方法でのみ買手を見出した」と一転する。香港支店に関する『営業報告書』の記述は、以上の通りである。

ただ、すでにカルカッタ支店の説明で言及したように、香港はシンガポールを仲介にしてカルカッタと関連し、また『議案書』によると「シャム・コマーシャル銀行は、とくにドイツ・アジア銀行の支店、香港とシンガポールと関連」とあるから、その意味では、香港支店は、中国のみに限定せず、東南アジアを含めたドイツ・アジア銀行の事業領域全体と関連する枢要な場所を占めていたといえよう。とはいえ、各地域と香港間との取引上の関係は、「バンコクから取り立てのために送付された手形の50%まで、シンガポール支店と合算して40万香港ドルの融資が認可さ

30) Dt. Asiat. BK. Aussch. von 26. März 1912.

31) Dt. Asiat. BK. Bericht. 1899.

32) Bauert-Keetman, 1988, p.218.

33) Dt. Asiat. BK. Bericht. 1890.

34) Dt. Asiat. BK. Bericht. 1904.

35) Dt. Asiat. BK. Bericht. 1906.

第9表 『総合貸借対照表（原本）』の香港支店「債務勘定」

(1906年12月31日)

債務先店舗	各通貨建債務額 (1)	(1) の上海両への換算
ベルリン	Mk. 124,942.30	39,595.66
ハンブルク	Mk. 7,689.00	2,437.08
カルカッタ	Rs. 213,609.20	93,791.02
神戸	¥ 150,244.48	99,724.77
青島	Mx\$ 5,555.58	4,112.52
上海	HK\$ 1,629.92	1,197.99
シンガポール	HK\$ 278,193.91	204,472.52
天津	HK\$ 7,741.65	5,690.11
横浜	HK\$ 33,174.43	24,383.21
小計 (a)		475,404.88
調整前の債務総額 (b)		2,099,120.28
調整後の債務総額 (c)		1,623,715.40

注1) 通貨単位記号の添付ない金額はすべて上海両 (shTL) 表示する。

注2) 換算相場と各通貨単位の記号は次の通り。1 上海両 (shTL) = 3.16マルク (Mk.)
= 2.28ルピー (Rs.) = 1.51円 (¥) = 1.35メキシコ・ドル (Mx\$) = 1.36香港ドル (HK\$)

注3) 「調整後の債務総額 (c)」 = 「調整前の債務総額 (b)」 - 「債権先店舗債務小計 (a)」

出所) Zusammenstellung der Bilanzen von Deutsch-Asiatischen Bank (31. Dezember 1906) より作成

ドイツ銀行史料室所蔵 (Historisches Archiv bei der Deutschen Bank)

³⁶⁾ という記述がみられるに過ぎない。1906年の『総合貸借対照表』の原本から「債務勘定」の香港欄を取り出したのが第9表である。

第9表の香港の「調整前の債務総額 (b)」2,099,000上海両の77.4%すなわち「調整後の債務総額 (c)」は香港支店それ自体の当座預金などの債務勘定であるが、残りは同支店以外の同行他店舗店に対する債務すなわち「先方勘定」である。その中でも、確かにシンガポールとカルカッタとのウエイトは高い。支店ではないが、すでに触れたバンコクのシャム・コマーシャル銀行、さらには日本の神戸と横浜との関係などから、香港支店の独自の役割が明確となろう。

ところが、このような中核店舗の一つであったとはいえ、香港支店の記述は『議案書』においても多くはない。1908年8月28日付けでは、香港における「差し押さえ権利書」に関する規定とその取り扱いの改定が問題として取り上げられ、これと関連してドイツの著名な商社、カルロヴィッツ商会の件が検討されている。同社の香港輸入取引額は、ほぼ6万英ポンドであるが、一定の期間内で融資されているのは恒常的に1.5万英ポンド～2万英ポンドである。この金額を自由に処理し得るために書類を引き渡すのであるが、「その条件はカルロヴィッツ商会の買弁によって差し入れられる不動産担保12万英ポンド」であった。「供与される便利さはいわゆる無担保貸付と等しい」という特別な方法として提起された³⁷⁾。香港支店もまた第1次大戦の勃発により当局の

36) Dt. Asiat. BK. Bericht. von 17. Dez. 1913.

37) Dt. Asiat. BK. Bericht. von 28. Aug. 1909.

監督下におかれ営業は停止された。³⁸⁾

他方、広東支店は、『営業報告書』によると、1910年「南中国で独立した手形取引が発展してきた」結果、「1911年3月に代理支店 (Agentur) として開設された」。同営業店は、さしあたり「香港支店の管理下」に置かれたが、1911年末には「支店 (Filiale) へと転換された」。³⁹⁾

1912年7月、「事業委員会」は広東支店における利益の高い (lukrativ) 取引の可能性に着目して事業規模の拡大を検討し、無利子の資金 (zinsfreies Kapital) の補填による支店拡充を意図し、香港支店の「支店保証基金」から50万香港ドルを回すことを決定した。この決定は上海本店の合意の下で「都合の良い機会に本年度中に実施されるべき」とされたが、方法は以下のように変更された。「香港支店の無利子の資金200万香港ドルのうち半額は広東政府へ融資される。広東支店へはその残額の流動資金を引き当てるのは適切ではない。したがって、いわゆる香港支店に記帳されていた貸付繰越額 (Übertragung) から、すなわち上海本店向けに記帳されていた貸付の一部の繰越額から分与された。というのは、上海両での記帳の場合は、相場リスク (Kursrisiko) が発生するからである」と。⁴⁰⁾ いずれにせよ、中国において最後の開設された広東支店は、香港支店の保有する香港ドル建資金が充当されたことになり、この処理はドイツ・アジア銀行にとっても為替相場問題が如何に経営を圧迫する可能性に有していたかを物語っていた。

(5) シャム・コマーシャル銀行

シャムにおいて商業と地域通貨制度を支配していたのは、イギリスとフランスの銀行、とくに香港上海銀行 (1888年以降)、チャータード銀行 (1894年以降)、インドシナ銀行 (1897年以降) であった。そのため、「外国の利害が優位とならないシャム固有の銀行の創設に対する要望」が生まれ、その発起人が時の財務大臣マヒサラ公 (Finanzminister Prinz Mahisara) (1896-1906年) であった。ただ、彼はこのような銀行設立計画が「既存銀行の抵抗による衝突を懸念し、1904年、ブック・クラブ (Book-Club) という偽装名で地下銀行 (Underground Bank) を自分の個人的基金で創立した。銀行それ自体の内容とその後の経緯については明らかではないが、⁴¹⁾ 少なくとも、かかる系譜の中でシャム・コマーシャル銀行 (Bank Siam Kummachon Ton Jankad) がドイツ・アジア銀行の『営業報告書』に初めて登場したのは1906年度である。

「株式引き受けによって参加し」、目的は「当行が支店で代表している他の地域とこの地域 (シャム) を事業取引によって結ぶことにある」とした。しかも「当行参加の初年度に11%の配当が付与されることとなり、すでに当期間中に支払われた中間配当 (Interimsdividende) の6%が利益に含まれている」と記述している。⁴²⁾ また、翌年度の『営業報告書』では、同行の株式35万チカルの保有が報告され、「当年は7 1/2%配当を受け取った」とし、⁴³⁾ ドイツ・アジア銀行のアジア地

38) Bauert-Keetman, I., 1988, S.218-9.

39) Dt. Asiat. BK. Bericht 1910 and 1911.

40) Dt. Asiat. BK. Aussch. von 18. Mai 1910, 8. June 1911, 4. June and 11. Sept. 1912.

41) Bauert-Keetman, I., 1988, S.114-5.

42) Dt. Asiat. BK. Bericht. 1906.

43) Dt. Asiat. BK. Bericht. 1907.

域における営業基盤拡大に寄与する支店網の充実と株式参加による収益性が強調されていた。

ミュラー・ヤブシュの『50年史』では、具体的にバンコクとシンガポールの経済関係と特定化し、後者の「支店に便益を与える」とした。⁴⁴⁾中国商人の米取引に基づく両地域の送金問題が、すでに触れたようにその背景にあるためであった。また、キング（David J.S.King）によると、バンコクには1860年代中期からハンブルクの商会が進出し、ドイツ商社による取引高はイギリスに次ぐ地位を占めるに至った。⁴⁵⁾

ただ、ドイツ・アジア銀行のシャム・コマーシャル銀行に対する参加の直接的契機は、海外業務経験のないデンマークのダンスケ・ランドマンバンク（Danske Landmandsbank）にマヒサラ公が私的関係を通して依頼し、同行がまたドイツ・アジア銀行へ共同参加への要請をしてきたためであった。

シャム・コマーシャル銀行は1906年1月に払込資本金300万チカル、その1/5の60万チカルを外国銀行両行で引き受け、そのうち35万チカルをドイツ・アジア銀行が分担し、さらに取締役としてキリアン（F. Kilian）を派遣した。ドイツ・アジア銀行の参加へのもう一つの誘因は「シャム国債への参加」であった。その目的で「アジア事業シンジケート」とは異なる15行からなる「シンジケート」が形成され、両シンジケートの構成メンバーはほぼ重複した。とはいえ、どのような事情によるのかは不明であるが、ドイツ銀行を含め幾つかの銀行が加わらなかった。⁴⁶⁾

シャム国債引受業務の問題は香港上海銀行とインドシナ銀行によるドイツ・アジア銀行排除の隠然たる活動であった。まず、1906年秋、シャム政府のベルリン、ロンドン、ストックホルムへの問い合わせに応じて香港上海銀行、インドシナ銀行、ドイツ・アジア銀行の3行で300万英ポンド、41/2%利付公債の共同引受に合意し、ドイツ・グループは75万英ポンド、イギリス・フランスは残りの225万英ポンドを折半で分担することと決定された。ところが、シャム政府はイギリス・フランスのみと交渉を行い、ドイツを排除して締結しようとした。キングはこの交渉プロセスを「ダブル・ゲーム」（“double Game”）と称したが、このことはドイツ・アジア銀行の交渉代表であったレーダーズ宛の手紙によると「我々の記憶の中にもない法律違反」と憤慨するほどであった。ドイツ公使によれば、シャム・コマーシャル銀行におけるドイツ影響力を懸念したイギリス・フランスの対抗策であった。だが、その後、シャム外務省、ドイツ関係省庁、イギリス・フランス公使の斡旋で1907年1月19日に協定は締結され、公債は97 1/2%で発行された。ところが、市場の状況は厳しく、シンジケートの幹事行であったディスコント・ゲゼルシャフトとドレスナー銀行は1910年に至っても売却できない残額を引き受け、それらが処理されたのは翌年

44) Müller-Jabusch, M, 1940. S.211.

45) King, David. J. S., 1981, p.28.

46) Müller-Jabusch, M, 1940. S.211-212. シャム国債引受業務シンジケートへの参加銀行は独亜銀行以外では、Disconto-Gesellschaft, Bleichröder, Berliner Handelsgesellschaft, Darmstädter Bank, Mendelssohn & Co., Dresdner Bank, Norddeutsche Bank, Delbrück, Leo & Co., Schaaffhausen, Sal. Oppenheim jr. & Cie, Behrens & Söhne, Bayerische Hypotheken-und Wechsel-Bank M. M. Walburg Co., Nationalbank für Deutschland であった。「アジア事業シンジケート」には参加するが、ここには参加しない銀行はドイツ銀行以外では、Bank für Handels & Industrie, Jacob S. H. Stern であった。

であった。⁴⁷⁾

1908年、東アジアの市況悪化に対応して、ドイツ・アジア銀行はシャム・コマーシャル銀行の保有株式10%を「利益確保のために売却した」。⁴⁸⁾ただ、シャム・コマーシャル銀行の経営自体は順調であったが、期待された紙券発行特権付き「国家銀行」への組織転換の可能性はないと判断されたため、シンジケートは株式手放しを決定し、これをシャム・コマーシャル銀行のドイツ人取締役⁴⁹⁾に売却した。ところが、事情は明らかではないが、ドイツ・アジア銀行は再び一旦手放した株式を同価格ですべて買い戻し、そして、今度はそれを「大部分民間のドイツ人の株式保有に残した」。このような転変する方針にもかかわらず、「シャム・コマーシャル銀行においてなおドイツ人の存在感は卓越していた」。⁴⁹⁾1910年5月、キリアンの後継者に、同銀行で外国為替部門の責任者であったドイツ・アジア銀行出身のシュバルツェ (Schwarze) が任命され、副頭取に就任した。このことは、シャム・コマーシャル銀行が依然としてドイツ・アジア銀行の「バンコク出張所」であり、同行の「巡回信用状」(Circular-Creditbriefe) を用いる代理店としての機能を担っていたからであった。1913年末、「シャム・コマーシャル銀行取締役着服」事件に端を發したバンコク金融界の打撃について「事業委員会」『議事録』は、ヴィレケ (Willeke) による融資返済の延期申請を記載している。この申請はあらためてシャム・コマーシャル銀行とドイツ・アジア銀行の関係を確認することとなった。

同行は「国王が主要株主であり、シャム政府によってすでに5万英ポンドの支援が行われている。同行は、とくにドイツ・アジア銀行の香港およびシンガポールの各支店と結びつき、これら支店にあるバンコクから取り立てのために送付された手形には50%まで、そして両支店合計で40万ドルまでの融資が許可されている。さらに、ベルリンおよびロンドンのディスコント・ゲゼルシャフト (独亜銀行が同行に対して無担保貸付で引き受けている1万英ポンドが保証) にも口座を有している」⁵⁰⁾と。

確かに、シャム・コマーシャル銀行は、ドイツ・アジア銀行の直接的支店ではなかったが、同行への参加は現地社会の経済関係に根ざした国際銀行業の役割と難題とを象徴する銀行経営でもあった。

47) Müller-Jabusch, M, 1940. S.212-214 und King, David. J. S, p.30.

48) Dt. Asiat.BK.. Bericht. 1908.

49) King, David. J. S, 1981, p.31. このシンジケートの決定と同時に独亜銀行もシャム・コマーシャル銀行の貸出限度額の引き下げを設定したが、現地のドイツ人社会の抗議によって改めた (ibid)。

50) Dt. Asiat. BK.. Aussch. von 18. Mai 1910. and 17. Dez. 1913.